

現代社会の見方・考え方をはたらかせ、 より良い社会を構想する授業を

宮崎大学大学院教育学研究科 教授 吉村功太郎

1 コンピテンシー・ベースへの転換

今回の学習指導要領の改訂にあたっては、コンテンツ・ベースからコンピテンシー・ベースへの転換が重要とされ、知識を習得するだけでなく、知識や技能を活用して問題解決ができるようになることが重視されている。したがって、学習指導要領も、知識の体系から資質・能力の体系へと質的に変更された。これは知識軽視ではなく、課題解決のための汎用的な資質・能力を重視した結果ととらえられる。

この背景には、知識基盤社会^(注1)の到来がある。知識基盤社会は産業社会とは異なり、「正解がない社会」といわれている。自分、他者、そして社会にとっての最適解を他者と協働して考え、選択・決定し、より良い人生を実現していけるような資質・能力の育成が求められる。

このような社会においては、「子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である」^(注2)とされ、そのような資質・能力の育成のため、「**社会に開かれた教育課程**」という考え方が、今回の改訂の柱の一つとしてうち出された。この考え方の重要な点として、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」、「これからの社会を創り出していく子供たち」^(注3)といったことが示

されている。これは、新しい教育課程で育成をはかる資質・能力は、単に現実社会に適應するためのものにとどまらず、みずからが活躍しつつ、より良い社会をつくっていくためのものであるということを示している。公民としての資質・能力を育成するという社会科の目標にも通じる考え方であるといっていよう。

2 小・中・高12年間を見通した学習指導要領

新学習指導要領では、小・中・高等学校の12年間をかけて資質・能力の育成に取り組むことがめざされている。小学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科とのつながりを視野に入れ、教育課程全体における中学校社会科公民的分野の役割と位置づけをとらえることが重要である。

中学校社会科は地理、歴史、公民の三分野で、高等学校は地理歴史科、公民科で編成されていることもあって、内容的なつながりは比較的つかみやすいが、小学校社会科は総合的な内容として示されてきた。もちろん、小学校段階においてはトータルな形で学習することが自然であろうが、同じ名称の教科でありながら小学校と中学校の内容の示され方が違うため、つながりを意識しにくいという点が指摘されていた。

ともすれば、中学校の公民的分野につながる小学校社会科の内容は、6年生で学習する政治のしくみやはたらき、日本と関係の深い国の生活と国際社会における日本の役割に関するものだけにとらえられがちだが、3～5年生にかけ

表 中学校社会科公民的分野「現代社会の見方・考え方」

大項目	「見方・考え方」の基礎	大項目に対応した「見方・考え方」
経済	対立と合意 効率と公正	分業と交換，希少性など
政治		個人の尊重と法の支配，民主主義など
国際社会		協調，持続可能性など

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』p.134より作成

て学習される上水道や電気・ガス，ゴミ処理や下水道などの生活に欠かせないインフラや，消防署や警察署などの関係機関，病院や学校，福祉や医療など公共性の高い施設，さまざまな産業と製品の輸出入などの学習は，政治や経済，国際関係に通じるものであるといえる。

新学習指導要領では，小・中学校社会科の内容を，「地理的環境と人々の生活」，「歴史と人々の生活」，「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」という3つの枠組みに位置づけることで，内容的なつながりをより明確に意識できるようにしている。^(注4) 公民的分野の学習を考えると，高等学校だけでなく，小学校とのつながりをより意識することが求められる。

3 現代社会の見方・考え方をはたらかせる

資質・能力の育成のために小・中・高等学校を通して重要なはたらきをするものとして，「**社会的な見方・考え方**」が，中学校社会科公民的分野においては「**現代社会の見方・考え方**」が設定されている。現代社会の見方・考え方とは，「社会的な事象を，政治，法，経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え，よりよい社会の構築に向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などに関連付け」て考察，構想する際の「視点や方法（考え方）」^(注5)である。基本的には，現代社会の見方・考え方は概念や理論に着目して設定されており，「対立と合意」，「効率と公正」という従来からの考え方を「現代社会の見方・考え方の基礎」となる概念的枠組みとして，公民的分野全般においてははたらかせることが求められるとともに，公民的分野を構成する内容の大項目に対応する形で，経済，政治，国際社会にかかわる「見方・考え方」が示されている（表を参照）。

現代社会の見方・考え方をはたらかせることで，知識・技能の習得，思考力・判断力・表現

力の向上，学びに向かう力の伸張が行われ，資質・能力の育成がはかられる。また，習得した知識や技能を活用して思考・判断・表現する学習を通じて，現代社会の見方・考え方もよりきたえられ，社会的な事象の把握と社会問題の解決へ向けての考察，構想をする力につながっていく。見方・考え方と資質・能力はともに向上していくものであり，見方・考え方をはたらかせる課題解決的な授業実践を積み重ねることが求められている。その過程においてこれまでに習得・活用してきた社会的な見方・考え方をはたらかせることで，社会をとらえ，より良い社会を構想する資質・能力の育成がめざされる。

4 授業展開例

上記のような授業の例として，『社会科 中学生の公民』（以下，教科書）p.116～117を活用した，経済の学習の「（2）国民の生活と政府の役割」における「消費者の保護」に関する授業展開例を示すことにする。

はじめに，教科書p.117「②PL法ができたら」の上部（図1）を示し，飲み物を購入して飲んだら異物が入っているのにけがをし，病院で診察を受けることになった場面を想定し，次に生徒への問いかけを行っていく。



図1 『社会科 中学生の公民』p.117「②PL法ができたら」上部

教師「あなたがこのけがをした男性だとしたら、どうしたいか」

生徒「ジュース代を返して欲しい」

生徒「かかった治療費や病院までの交通費も払ってもらえるように店に要求する」

教師「なぜ店にそのような要求をするのか」

生徒「店のジュースに入っていた異物がけがの原因だから」

生徒「ちゃんとしたジュースなら異物が入っていないはずだから、店に責任がある」

それぞれの問いに、生徒は上記のような考えを発表すると予想される。この段階で、生徒はどのようにこの問題を考えているのであろうか。生徒の頭のなかで明確に言語化されているとは限らないが、おそらく次のように考えていると推測される。「男性は消費者の立場で、製造者・販売者のファストフード店から商品のジュースを購入した。商品は安全なものでなければならない。しかし、通常なら入っているはずのない異物が入っていてけがをした。病院に行かざるを得なくなったことで、時間的にも経済的にも損害をこうむった。原因となったジュースを販売した店側に責任がある」。要約すれば、「消費者が商品の欠陥によって身体や財産に損害を受けたため、欠陥ある商品を販売した店に損害賠償責任がある」、ということである。このような思考においてはたらかせているさまざまな概念は、小学校社会科からの学習の積み重ねのなかで習得し、適切な形で使いこなせるようになってきているものということができる。

生徒がこのような考えに至った段階で、今度は消費者とは逆の立場で考えるようにながす。

教師「店側が素直に応じてくれるとは限らない。あなたが店の立場だったらどうするか」

生徒「店の信用にかかわるので要求に応じる」

生徒「本当に店のジュースに異物が入っていたのが原因なのか、一応確かめる必要がある」

生徒「店をだます人もいるかもしれないので、証拠がないと応じられない」

など、さまざまな意見が出るであろう（授業展開上は、多様な意見が出てくるほうが望ましい。それだけ、多様な見方・考え方はたらかせているということになる）。

そして、被害を受けた男性の立場にもどって、次のような場合にどうするかを考えさせたい。

教師「もし、そのときのジュースや入っていた異物、飲んだときにいっしょにいた人の証言などを証拠として出しても、店側が賠償にまったく応じてくれなかったらどうするか」

生徒「どこかに相談する」

生徒「裁判に訴える」

生徒は上記のような意見を述べるとともに、

生徒「どこに相談すれば良いのだろうか？」

生徒「裁判を起こせば、被害者男性の賠償請求は認められるのだろうか？」

といった問いが生まれることとなる。なお、この段階においても、これまで学習した裁判制度や製造者・販売者の立場に関する知識・概念が見方・考え方としてはたらいっているといえる。

ここからは簡略化して説明するが、前述のような問いが出てきたあと、教科書p.117「②PL法ができたら」の下部（図2）を示し、

教師「PL法の制定前とあとでは、どちらがより良い社会になっているか。それはなぜか」

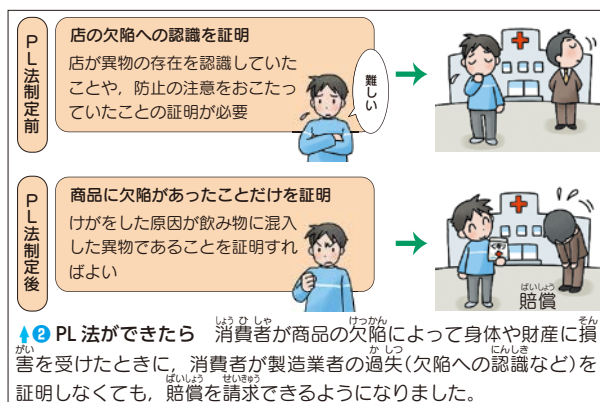


図2 『社会科 中学生の公民』p.117「②PL法ができたら」下部

と問い、その理由を考えて答えさせる。その際、「PL法制定後のほうが良いから」といった同義反復の説明や、「制定後のほうが消費者には有利だから」といった一方の立場からの功利主義的な意見が出てくるのが予想されるので、

教師「なぜ制定後のほうが良いのか」

教師「製造者・販売者が不利になるのは不公平ではないか」



などの問いかけでゆさぶり、さらなる思考をうながす。また、今までに身につけてきた「公平」という見方・考え方を示して考察させることで、

生徒「個人である消費者には、企業である製造者・販売者の過失を証明するのは難しい。PL法制定後のほうが、製造者・販売者の責任を追及しやすくなっているの、制定後のほうがより公正な社会であるといえる」

といった考えが出てくるようにしたい。

このような課題解決的な学習の延長において、さまざまな流通、販売方式や契約の概念について学習し、消費者契約法やクーリング・オフ等の法制度、国民生活センターや消費者庁などの機関などが整えられ、消費者の保護だけでなく自立支援も行っていること等を学習する。

5 クーリング・オフ

<p>契約解除通知書</p> <p>私は、貴社と次の契約をしました が、解除します。</p> <p>契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ×××</p> <p>私が支払った代金は返金してください。 受け取った商品はお引き取りください。</p> <p>平成○○年○月○日 ○○市○○町○-○-○ 氏名 ○○○○ 印</p>	<p>支払った金額は全額返され、違約金なども要求されない</p>	<p>商品を受け取っている場合は、販売会社には引き取り義務があるので、送料は着払いで引き取ってもらえる</p>
		

↑契約解除通知書の例

＜経済産業省資料＞

図3 『アドバンス中学公民資料』 p.75

5 これからの公民的分野の授業

生徒は、これまでの課題解決的な学習におい

て社会的な見方・考え方を習得し、くり返し活用してきている。そのなかで見方・考え方はきたえられ、適切に活用できるようになってきているはずである。これからの公民的分野の授業は、生徒が新たな見方・考え方を習得するとともに、これまでにきたえてきたさまざまな見方・考え方もはたらかせ、さらにみがきをかけていけるような課題解決的な要素を組みこむことがとても重要である。

知識の羅列的な説明と暗記にとどまるような学習活動では、上記のような社会的な見方・考え方をはたらかせた質の高い思考（深い学び）は困難であり、社会的な見方・考え方そのものの質的向上も難しいであろう。新学習指導要領のめざす資質・能力の育成のためには、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）」の推進が欠かせない。

つまるところ、これまでもそのような学習活動を構成し、生徒がみずから考えるような授業を行ってきた先生方にとっては、まったく新しい授業に転換していく必要はないともいえる。生徒がこれまでにきたえられてきた社会的な見方・考え方をはたらかせ、それを将来（高等学校などの進学先や学校卒業後の社会）において、より良い形ではたらかせることができるようになっていく授業を設計できているかどうか、つねに意識しながら、日々の実践を評価・改善していくことが望まれる。

（注1）新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと

（注2・3）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年、中央教育審議会答申）より

（注4）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』 p.184「小・中学校社会科における内容の枠組みと対象」より

（注5）同p.126より